

1. 市川市子ども計画策定の背景

子ども基本法の成立：子どもを政策の中心に据えた社会づくりを目指し、すべての子どもが安心して健やかに成長できる社会を実現することを目的とする。

子ども大綱の策定：国の基本方針であり、子ども施策を総合的に推進するための指針

子どもまんなか社会の実現に向けて

市川市子ども計画を策定

2. 計画策定までの審議

子ども・子育て会議での議論
令和5年6月～令和7年3月

【保護者ニーズ調査】
保育施設や各子育て支援事業の
ニーズ量を調査

【子どもワークショップ】
未来の市川市の姿を思い描く
ワークショップを開催

【中高生ふだんの生活アンケート】
放課後の過ごし方について調査

【施設職員向けアンケート】
日ごろから子どもに接している
施設職員へのアンケート調査



令和7年3月策定

3. 市川市子ども計画概要

基本理念

子どもが育ち、若者を支え、
子ども若者を育て合う
まちづくりをめざして

基本方針

- 子ども・若者自身が尊重される社会
- すべての子ども・若者と子育て家庭を
切れ目なく支える社会
- 男女が共に子育てしやすい社会
- 地域全体で子ども・若者を育む社会
- 子ども・若者が未来に希望を
持てる社会
- 子ども・若者とともに
つくりあげる社会

基本目標

- 子ども・若者の意見を尊重し、子ども
・若者の今とこれからの最善の利益を支える
仕組みの充実
- 乳幼児期等の教育保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 妊娠・出産に関わる支援の充実
- 配慮を要する子ども・子育て家庭への
支援
- 子どもの居場所の充実
- 子どもの貧困対策
- 結婚に向けた支援

施策の方向性

- 子どもの権利保障のための取り組みの充実
- 子どもの意見把握のための取り組みの充実
- 特定教育・保育施設、特定地域型
保育事業等の計画的整備
- 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- 地域における子育て支援サービスの提供
- 地域の子育て力向上に向けた支援の充実
- 情報提供の充実
- 子育て家庭を支える経済的支援
- 妊娠期における支援
- 乳幼児期における支援
- 虐待防止・対応のための取り組みの充実
- ひとり親家庭等の自立のための支援の充実
- 発達支援が必要な子ども・子育て家庭への
支援の充実
- 多様な子どもの居場所づくりの推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 結婚の希望をかなえるための支援

主な事業

- 子どもの権利保障啓発
- ひあばーく妙典COCO作戦会議
子ども実行委員会設置事業
子ども意見箱の設置
- 保育施設の計画的整備
認定子ども園の普及促進
放課後保育クラブの運営
- 時間外保育事業
病児・病後児保育事業
一時預かり事業
子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)
私立幼稚園における預かり保育事業(就労支援型預
かり保育事業)
私立幼稚園等における未就園児教室への補助
- ファミリー・サポート・センター事業
子ども館運営事業
子育て世帯訪問支援事業(いちふあみヘルプ)
子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
(地域子育て支援センター親子つどいの広場)
- 利用者支援事業(子ども家庭センター型)
子育て応援サイト事業
利用者支援事業(特定型)
- 児童手当
子ども医療費助成
第2子以降保育料無償化
学校給食費の無償化
子どもの受験料支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
妊婦健康診査事業
- 産後ケア事業
乳児家庭全戸訪問事業
乳幼児期における健康教育および育児相談事業
- 要保護児童への支援
子育て世帯訪問支援事業(養育支援)
- 児童扶養手当
ひとり親家庭等医療費助成事業
ひとり親家庭自立支援事業
養育費確保支援事業
- 子ども発達相談室事業
幼児教育相談
- 子ども食堂への支援
フードバンクプロジェクトへの支援
放課後子ども教室
中高生の居場所づくり事業
- 子ども食堂への支援
フードバンクプロジェクトへの支援
子どもの受験料支援事業
- 新婚生活住まい応援事業

計画期間:5年間(令和7年度～令和11年度)
※中間年である令和9年度に一部内容の見直し予定

計画対象者:親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至る
までの過程におけるすべての子ども・若者及び
その世帯

4. 市川市子ども計画の特長・新たな取り組み

子どもの意見聴取

- ・恒常的な子どもの意見聴取の場としての、『子ども意見箱』の設置を準備中
- ・ひあばーく妙典COCOにおいて、『シールアンケート』を定期的実施。

若者への支援

- ・八幡市民交流館『ニコット』において、
中高生の居場所事業を実施(7/23～)
- ・若者世代の結婚を後押しするための施策として、
『新婚住まい応援事業』の実施

5. 今後について

- ・事業の進捗管理
:上記の新規事業を含む、主な事業についてその
実施結果等を本会議へ報告
- ・市民の意見への対応

令和9年度の中間見直しに向け、
検討を進める